厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

医療扶助・健康管理支援等に関する検討会（第８回）	資料２
令和８年10月28日	

【資料２】
医療扶助等におけるデジタル化・データ活用

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の当面の進め方

- 当面は、「中間的な整理」において「引き続き検討」とされた内容を中心に、さらに議論を深めていく。
- 併せて、「中間的な整理」を踏まえた各種見直しの取組状況等も随時報告。より効果的な取組となるようご意見をいただく。

＜当面の主な検討項目＞

効果的な健康管理支援	●健康状態の把握に係る実効的な対策について、今年度、国の調査研究事業において実態把握・課題整理を進め、その結果等も踏まえつつ、本検討会で議論 ●R8.3に手引きを改正した健康管理支援事業について、国・自治体の取組状況を随時報告
医薬品の適正使用や適正受診に向けた取組等	●医薬品の適正使用に係る論点（残薬への対応、個人情報の取扱い、向精神薬の不正入手等への対応など）等について、順次議論 ●新たな取組（かかりつけ医等の普及・推進、訪問看護の適切な実施、診療・処方等に係るガイドラインや基準・ルール）について、NDBデータ分析の状況等も踏まえ、順次議論 ●R8.3の告示・通知改正に基づく各種取組について、取組状況を随時報告
医療扶助・健康管理支援や介護扶助におけるデジタル化やデータ活用	●医療扶助等の給付手続の効率化・デジタル化について、ワーキンググループや医療DX関連施策（診断書等の電子的提出など）の検討状況等も踏まえ、順次議論 ●健康・医療データの利活用について、調査研究事業等の状況等も踏まえつつ、順次議論
実施体制の構築・強化	●保健医療専門職との連携等や都道府県による市町村支援等に関する取組状況を随時報告

医療扶助のオンライン資格確認の取組状況　（生活保護受給者・医療機関）

○　医療扶助のオンライン資格確認を実現するためには、福祉事務所・生活保護受給者・医療機関等がそれぞれ以下を行うことが必要。

＊　福祉事務所　　：　資格情報、医療券・調剤券情報を登録すること。
＊　生活保護受給者：　マイナンバーカードの取得・利用登録を行うこと。
＊　医療機関等　　：　レセプトコンピュータ等を改修し、オンライン資格確認に必要な機能を取得すること。

○　生活保護受給者のマイナンバーカードの保有・利用登録状況、医療機関等での機能取得（導入）状況は、以下のとおり。

生活保護受給者の状況

○　生活保護受給者の、マイナンバーカード保有率・利用登録率は、全国民の同率と比べると、低い状況。

		受給者	全国民
カード保有率		62.7%	82.7%
利用登録率	保有者のうち	80.3%	92.9%
	全数のうち	46.4%	77.0%

参考：医療扶助のオンライン資格確認 開始当初の状況

		受給者	全国民
カード保有率		57.4%	73.7%
利用登録率	保有者のうち	37.9%	78.5%
	全数のうち	21.3%	57.8%

【生活保護受給者の状況】
○　生活保護受給者に関するデータ
・　保有率：厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室調べ（令和８年４月末時点）
・　利用登録率（保有者のうち）：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等調べ（令和８年４月末・９月末時点）
・　利用登録率（全数のうち）：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構調べ、被保護者調査（令和８年９月末・令和７年12月時点）
○　全国民に関するデータ
・　保有率：「マイナンバーカード交付状況について」（総務省HP）（令和８年４月末時点）
・　利用登録率（保有者のうち）：上記総務省HPのうち「マイナンバーカード保有枚数」及び「マイナ保険証の利用登録件数」（厚生労働省HP）より算出（令和８年４月末・令和８年８月末時点）
・　利用登録率（全数のうち）：上記総務省HPのうち「人口」及び上記厚生労働省HPより算出（令和７年１月・令和８年８月末時点）

医療機関等の状況

○　生活保護法の指定医療機関・薬局（指定医療機関）のオンライン資格確認導入率は、保険医療機関と比べると、低い状況。

		指定医療機関	保険医療機関
導入率	全医療機関	70.9%	98.0%
	医科／病院	75.8%	99.5%
	医科／診療所	68.5%	97.4%
	歯科	57.9%	97.9%
	薬局	84.7%	98.8%

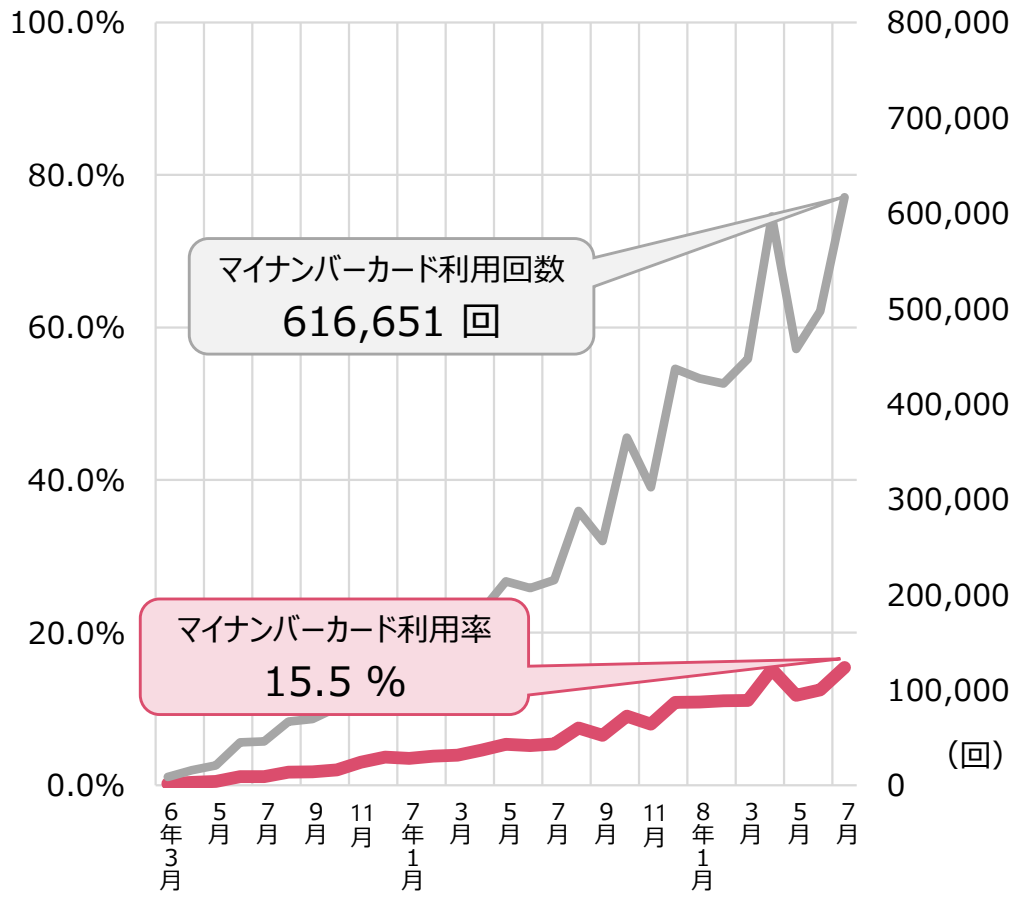
【医療機関等の状況】
○　指定医療機関に関するデータ
：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等調べ（令和６年４月・令和８年10月時点）
○　保険医療機関に関するデータ
：「マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する医療機関・薬局」（厚生労働省HP）
・「レセプト請求形態別の請求状況　（令和８年度）」
（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構HP）より算出　（令和８年９月末・令和８年７月）

医療扶助のオンライン資格確認の取組状況　（医療機関等でのマイナンバーカード使用状況）

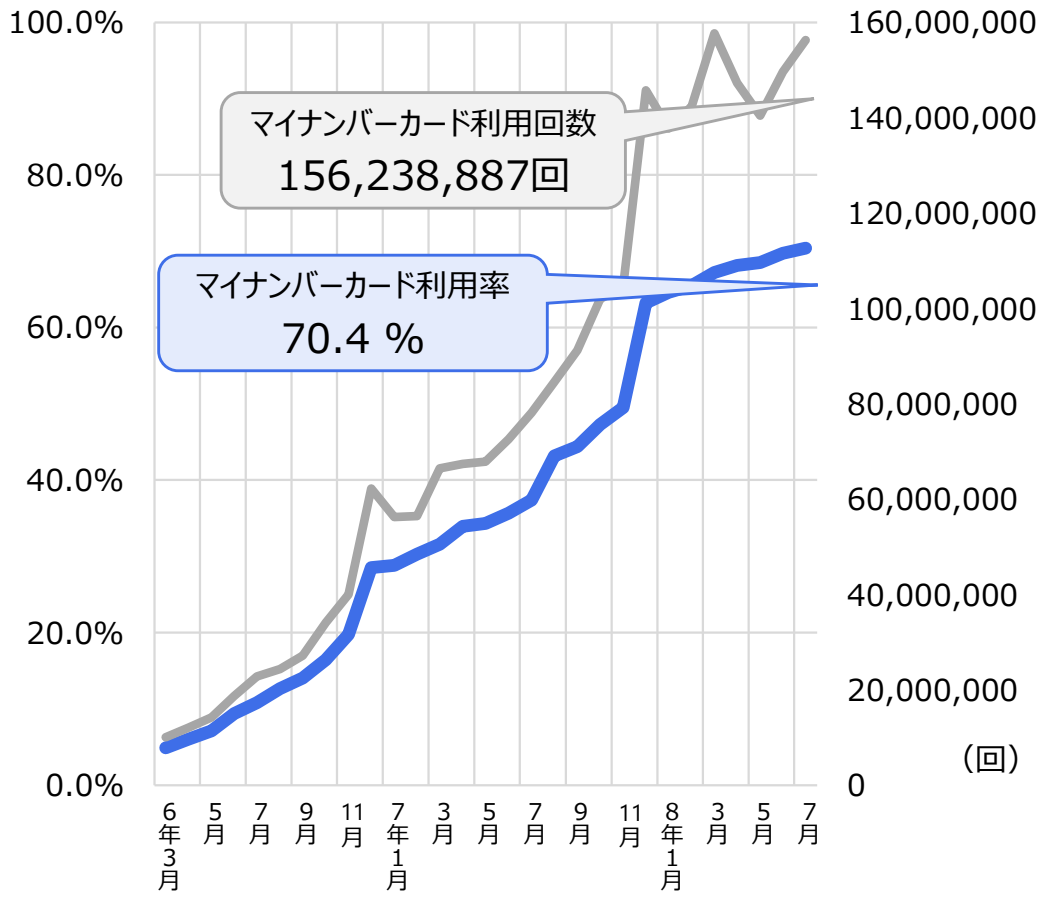
○　生活保護受給者が、医療機関等を受診した際にマイナンバーカードを利用した回数は、616,651回（令和８年７月）。

⇒　同月のレセプト件数総数（3,985,874件）ベースの利用率は、15.5%であり、依然として低い状況。

「医療扶助」におけるマイナンバーカード利用回数・利用率



参考：「医療保険」におけるマイナンバーカード利用回数利用率



（出典）「医療扶助」におけるレセプト件数総数・利用率：医療情報基盤・診療報酬審査支払機構調べ より作成
「医療保険」におけるレセプト件数総数・利用率：オンライン資格確認システムの利用状況（厚生労働省HP）より作成

医療扶助のオンライン資格確認に係る対応の方向性

③ オン資導入済医療機関等における資格確認方法の見直し（紙運用の省力化）

（現状）

- 現状、オンライン資格確認の導入済医療機関等にあっては、以下のとおり資格確認を行うこととしている。
 - 受診する者がマイナンバーカードの利用登録を行って「いる」場合　：マイナンバーカードによるオンライン資格確認
 - 受診する者がマイナンバーカードの利用登録を行って「いない」場合：従来どおり紙の医療券等による資格確認

⇒　福祉事務所の中には、利用しているシステム上、受診する者ごとの利用登録の有無が判別できず、利用登録の有無に関わらず、一律で紙の医療券等を発行しているところもある。

（運用改善）

- 福祉事務所において利用登録の有無を確認できない場合があることも踏まえつつ、福祉事務所における紙の医療券等の「発行」コストと、医療機関等における紙の医療券等の「管理」コストを削減するため、オンライン資格確認の導入済医療機関等については、受診する者がマイナンバーカードの利用登録を行って「いない」場合でも、「２月目」以降の受診に際しては、紙の医療券等は発行せずに受給者番号等によるオンライン資格確認を行うこととする。

※　「２月目」以降は、医療機関等において受給者番号等を把握しているため、オンライン資格確認システムを用いて、当該受給者番号等を用いた資格情報の照会（オン資単件照会）が可能。（「初月」の受診の際は、医療機関等に受給者番号等を伝達する観点からも、引き続き紙の医療券等を発行する必要。）

※　現状も、２月目以降の医療券等は、被保護者を介さず、福祉事務所から医療機関に直送されているケースが多数である。このため、上記の見直しは、マイナンバーカードの利用登録を行わない被保護者の利便性に特段影響は無い。

- また、適切な資格確認（受給資格の確認及び本人確認）が実施されるよう、例えば以下に掲げる事項など、医療機関等における資格確認に係る「留意事項」について、整理・周知することとする。

【留意事項例】
- 月途中での保護廃止など資格異動があり得ること、福祉事務所においてオンライン資格確認の実績ログを確認していること等を踏まえ、医療機関等においては、マイナンバーカード未登録の者が受診する場合、その都度、受給者番号等を用いた資格情報の照会（オン資単件照会）を行うこと。
- 医療機関等においては、マイナンバーカードによる資格確認を行わない場合、患者から提示のあったもの（例：診察券等）で確認を行うとともに、なりすましの疑いがあった場合には追加書類の提示を求めること。

医療扶助のオンライン資格確認に係る対応の方向性

④ 被保護者のマイナ利用登録や医療機関等のオン資導入に向けた対応強化

（現状）

- 令和６年３月から医療扶助のオンライン資格確認に係る運用を開始。現状、被保護者の利用登録率は約40%、指定医療機関の導入率は約65%となっており、マイナカードによるオンライン資格確認の利用率（レセプトベース）は約10%と低調な状況。

- 自治体からは、被保護者に対して利用登録を勧奨する際には管内の医療機関において導入が進んでいないことがネックになるケース、他方で指定医療機関に対して導入勧奨する際には被保護者のマイナ利用登録が進んでいないことがネックになるケースがあると指摘されており、指定医療機関と被保護者の双方について、一層の対応強化を図っていく必要がある。

（対応の方向性）

- 指定医療機関と被保護者の双方に対し、医療扶助のオンライン資格確認のメリットを整理の上、より積極的に導入・利用登録に向けた勧奨を進める。

 ＊　令和５年度から、医療機関等を対象とした助成事業を実施中（医療扶助のオンライン資格確認を導入する際のレセプトコンピューター等の改修に係る費用を助成）。今年度で本助成事業が終了することも念頭に、当該事業の活用を積極的に働きかけ。

 【医療扶助のオンライン資格確認のメリット】
 - 指定医療機関・被保護者において、他医療機関等を含めた診療・薬剤情報等が閲覧可能となり、質の高い医療を受けること／提供することが可能。救急時も、救急サマリー等の医療情報を踏まえた対応が可能（マイナ救急・救急時医療情報閲覧）。
 - 指定医療機関においては、レセプト請求に必要な受給者番号・公費負担者番号を電子的にレセプトコンピューターに取り込むことが可能となり、請求業務が効率化。紙の医療券等の管理コストも削減。

 ※「③オン資導入済医療機関等における資格確認方法の見直し」により医療券等の管理コストを更に省力化。

- 本検討会において、医療機関の導入状況や被保護者の利用登録率等について、地域別の状況等を含めて随時報告。導入・利用登録の推移等を踏まえ、引き続き、様々な対応を検討していく。

【生活保護受給者】マイナンバーカードの利用登録に向けたお願い

- 生活保護受給者側のメリットを訴求するとともに、本人、医療機関・薬局、福祉事務所全体で、効率的な取組を呼びかけるパターンも含めて、複数パターンのリーフレットを作成。

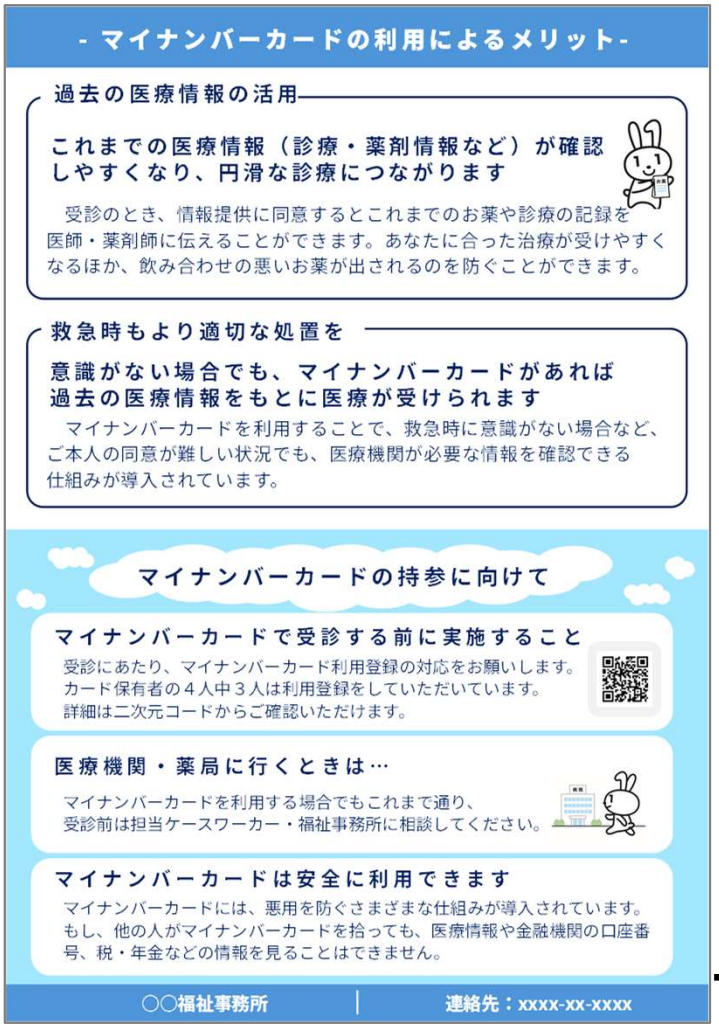
 ※メリット：医師・薬剤師において、他医療機関等を含めた診療・薬剤情報等が閲覧可能となり、質の高い医療を受けることが可能。
 救急時も、救急サマリー等の医療情報を踏まえた対応が可能（マイナ救急・救急時医療情報閲覧）。

- 福祉事務所のみならず、地域の医療機関・薬局にもご協力いただきながら、利用登録率の向上を目指して呼びかけ。

パターンの例







【参考】医療保険と医療扶助における資格確認等の運用（比較／現行＆見直し後）

○　医療保険では、医療機関の窓口で、① 患者が療養の給付を受けるための「保険資格の確認」と、② その資格を有する人が受診しているかを確認する「本人確認」、２つの「確認」を実施。

⇒　医療扶助も同様に、２つの「確認」を適切かつ効率的に実施するため、以下のとおり見直し（明確化）を行うこととする。

	医療保険	医療扶助（オン資導入済医療機関等の場合）	
資格確認	原則、受診の都度、以下により確認。 ・ 利用登録「あり」の者：マイナ保険証（※１） ・ 利用登録「なし」の者：資格確認書（※２） （※１）現在は過渡期として、月２回目以降の受診時はオン資単件照会で資格確認ができればマイナ保険証による確認をしないことも許容。 （※２）オン資単件照会は任意（義務ではない）ではあるが、件数を見ても広く実施されている。	現行	原則、以下により確認 ・ 利用登録「あり」の者：マイナカード ・ 利用登録「なし」の者：紙の医療券・調剤券 （毎月、紙の医療券等を発行）
		見直し	原則、**受診の都度、**以下により確認 ・ 利用登録「あり」の者：マイナカード ・ 利用登録「なし」の者：以下のとおり 初回：紙の医療券・調剤券 **２回目以降：診察券等＋オン資単件照会** **（２月目以降は紙の医療券等を発行せず）**
本人確認	２回目以降の受診も含め、患者から提示のあったもの（マイナ保険証or資格確認書）で対応し、都度本人確認を実施 ※　なりすましの疑いがあれば追加書類の提示	現行	２回目以降の受診も含め、患者から提示のあったもの（マイナカードor診察券等）で対応し、都度本人確認を実施
		見直し	２回目以降の受診も含め、患者から提示のあったもの（マイナカードor診察券等）で対応し、都度本人確認を実施 **※ なりすましの疑いがあれば追加書類の提示**

＊医療保険と異なり、医療扶助では福祉事務所が選定する医療機関等のみ受診可

【参考】本検討会における主なご意見

生活保護受給者のマイナンバーカード保有について

○　福祉事務所が生活保護受給者に対してアプローチしても、なかなかマイナンバーカードのメリットを理解されない、そもそも必要性を感じにくい、マイナンバーカードだと利用登録の手間や有効期間があるから、そのたびに更新しなくてはいけないなど、効果は実感できないと感じる。より勧奨を進めるとしても、**もう少し強力な施策をしていかないと、福祉事務所の周知では改善が見込めない**。

○　**生活保護受給者に対するマイナ利用登録の推進を、あらゆる手段を通じて対応する必要がある**。このことは何のために行っているのか、これが実現できたらどういう未来があるのかなどについて、繰り返し分かりやすく説明していくことが重要。

○　**本人は紙よりもマイナンバーカードのほうが圧倒的に便利だという経験が重要**。医療保険者では保険者努力支援制度などインセンティブを利かせて政策導入をしている経緯がある。

○　医療機関に何も情報がない状況で、多剤や重複の話をしても全く分からない。**マイナンバーカードの持参やお薬手帳の提示をルール化**しないと、どれだけ話し合ってもなかなか先に進まないのではないか。

○　**利用登録なしの者**の初診については紙の医療券で対応しているものの、**２月目以降は医療機関の窓口で提出せずに受診しているケースもある**ので、**見直しの方向で支障はない**。

○　オンライン資格確認の状況がレセプトベースで10%しかないということだが、政策的にこの率を高める取組を考えているのか。例えば**新規に受給する者が未取得の場合には、積極的にマイナンバーカードを使うよう働きかけをするのも一つの方法ではないか**。

生活保護受給者のマイナンバーカード保有について

現状

○　令和６年３月から、医療扶助のオンライン資格確認に係る運用を開始。現状、生活保護受給者のマイナンバーカード保有率は、約63%、利用登録率は約46%、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用率（レセプトベース）は約15%と低調な状況。

○　医療扶助は自己負担がなく、一般論として過剰な給付が発生しやすいという課題や、福祉事務所では、これまで、生活保護受給者が医療機関を受診する際、紙の医療券を発行してきたところ、その発行コストや事務手続きの負担の課題が生じている。さらに現在、福祉事務所では、紙での発行と電子での発行が併用されており、事務手続き等の負担が増加しているとの声もある。

○　自治体からは、指定医療機関に対して、医療扶助のオンライン資格確認の導入を勧奨する際に、生活保護受給者のマイナンバーカード取得や利用登録が進んでいないことがネックになるケースがあると指摘されており、医療扶助のオンライン資格確認の更なる促進のため、生活保護受給者のマイナンバーカード保有について、一層の対応強化を図っていく必要がある。

○　また、指定医療機関がオンライン資格確認を行うためには、福祉事務所が、医療券情報等を予め登録しておく必要があるが、登録が遅れ、生活保護受給者がマイナンバーカードを持参して受診しても、オンライン資格確認ができない事例もある。

○　これらの課題に対応するため、これまで自治体に対し、事務連絡等で、生活保護受給者のマイナンバーカード取得等の協力依頼やリーフレット等の普及啓発ツールの提供を行っており、今後、資格確認に係る運用の見直しも実施予定。

論点

○　生活保護受給者のマイナンバーカード保有等を更に促進するため、例えば、マイナンバーカードの保有を原則とし、保護開始後や新たな医療機関の受診時等に、マイナンバーカードの取得と初回利用登録を行うよう、福祉事務所から促す等の取組を進めてはどうか。

○　あわせて、自治体においても、医療券情報等の迅速かつ確実な登録を行うことを原則としてはどうか。

○　その他、生活保護受給者の健康管理や自治体の事務負担軽減の観点からも、生活保護受給者のマイナンバーカード保有等を促進するため、マイナンバーカードによる受診に相対的なインセンティブを与えるための方策を検討できないか。

参考資料

（これまでの議論の経過等）

根拠条文

生活保護法
第三十四条
5　**被保護者は**、第二項に規定する**医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは**、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、**電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする**。
6　前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいう。

生活保護法施行規則
第四条の三　法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合（**急迫した事由その他やむを得ない事由によつて、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合に限る**。）の区分に応じ、**当該各号に定めるものを提出する方法**又はその他厚生労働大臣が定める方法とする。
一　指定医療機関（指定医療機関である薬局（次号及び第三項において「指定薬局」という。）を除く。次号及び第二項において同じ。）から法第三十四条第二項に規定する医療の給付（以下単に「医療の給付」という。）を受けようとする場合　**医療券**（初診券を含む。以下同じ。）
二　指定薬局から医療の給付を受けようとする場合　調剤券（指定医療機関が被保護者に処方箋を交付する場合においては、調剤券及び処方箋）
2　前項第一号の医療券とは、保護の実施機関が医療の給付を指定医療機関に委託して行うに当たり発給する書面をいう。
3　第一項第二号の調剤券とは、保護の実施機関が医療の給付を指定薬局に委託して行うに当たり発給する書面をいう。

（参考）全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

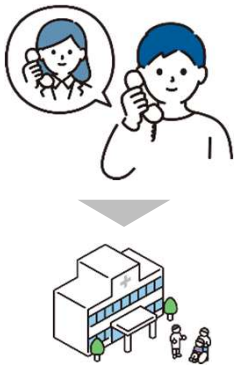
九、**医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては**、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、**被保護者の個人番号カード取得の支援**や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援**を進めること**。また、**何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保する**こと。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

【医療機関等】 医療扶助のオンライン資格確認　対応の方向性（導入済の場合）

運用見直しにより、未委託の場合でも医療情報等の閲覧や電子処方箋の活用が可能となるほか、紙の医療券等を発行するケースを絞ることで、紙運用に係る事務負担を軽減する。

受診前

福祉事務所へ連絡後に来院



受付

マイナンバーカードを「利用登録している」場合

①顔認証CRで資格確認



⇒ 初回の受診等で、医療券情報等を確認ができない（未委託の）場合は福祉事務所へ連絡



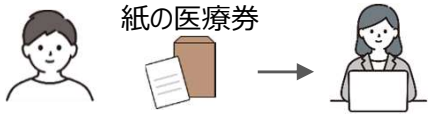
福祉事務所における運用を見直し、受診時に資格確認を行っても「未委託」となるケースを削減
※マイナンバーカード「未登録」も同様

マイナンバーカードを「未登録」の場合

初回

紙の医療券等を提示

紙の医療券等をもとに本人/資格確認



⇒資格確認ができない場合、福祉事務所に対して医療券等の交付予定を確認

２回目以降

診察券等＋オン資単件照会

診察券等※で本人確認を行い、オン資単件照会により資格確認を行う。



※なりすましの疑いがある場合は、追加書類を提示

⇒資格確認ができない場合、福祉事務所に対して医療券情報等の登録予定を確認

2回目以降はオン資単件照会により資格確認を行うため、２月目以降は紙の医療券等の確認が不要となる

診察・処方

医療情報等の閲覧

医療情報・薬剤情報等の閲覧



委託/未委託を問わず受給者番号等を連携、未委託でも利用可能に

電子処方箋の利用

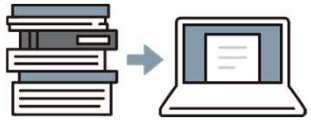


委託/未委託を問わず受給者番号等を連携、未委託でも利用可能に

オンライン資格確認システムの改修により委託/未委託を問わず、医療情報等の活用を可能とする

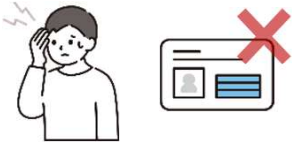
請求

紙の医療券等の削減



「２月目」以降の受診では、紙の医療券等は発行しない

例外的に紙発行するケース



✓**マイナンバーカード未登録かつ1月目の受診**の場合のみ

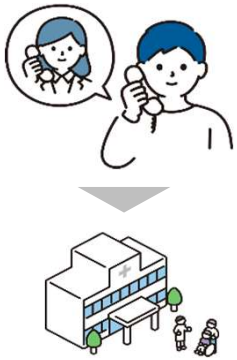
マイナンバーカード未登録かつ1月目の受診の場合に限り紙の医療券を確認する

【医療機関等】医療扶助のオンライン資格確認　対応の方向性（未導入の場合）

医療扶助のオンライン資格確認未導入機関はこれまでどおり紙の医療券による受診となる。
引き続き医療扶助のオンライン資格確認の導入勧奨を図る。

受診前

福祉事務所へ連絡後に来院



受付

マイナンバーカードを「利用登録している」場合

①顔認証CRで資格確認



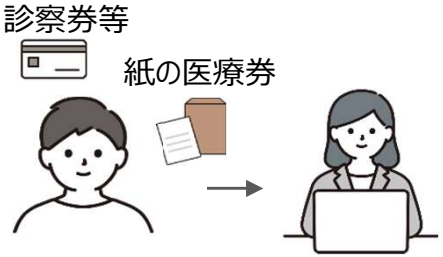
未導入のため実施不可

⇒1月目の受診等で、医療券情報を確認できない（未委託の）場合は福祉事務所へ連絡



マイナンバーカードを「未登録」の場合

①紙の医療券、診察券等を提示



⇒紙の医療券・診察券等がなく、資格確認ができない際は福祉事務所を確認し、連絡



医療券/診察券等で資格確認ができない場合
都度福祉事務所に対して医療券等の交付予定を確認する

診察・処方

医療情報等の閲覧

医療情報・薬剤情報等の閲覧



利用不可

電子処方箋の利用



利用不可

医療扶助のオンライン資格確認が「未導入」のため、医療情報等の閲覧や電子処方箋の利用等ができない

請求

紙の医療券を確認の上レセプト請求を実施



紙の医療券等を確認し、請求情報を入力もしくは目検で確認する必要がある